

経産省

第2回「デジタル経済下における
国際課税研究会」

2021年3月29日



EY

Building a better
working world

留意事項

- ▶ 本スライドは、国際課税研究および議論目的のためだけに作成されており、税務アドバイスとして意図したものではなく、また使用されるべきではありません。
- ▶ 文書に含まれるいかなる税務アドバイスも、国際税務の下で課せられる可能性のある罰則を回避するという目的のために意図又は作成されたものではなく、またそのために使用されるべきではありません。

TCJA (2017年米国税制改正)

TCJAクロスボーダー規定

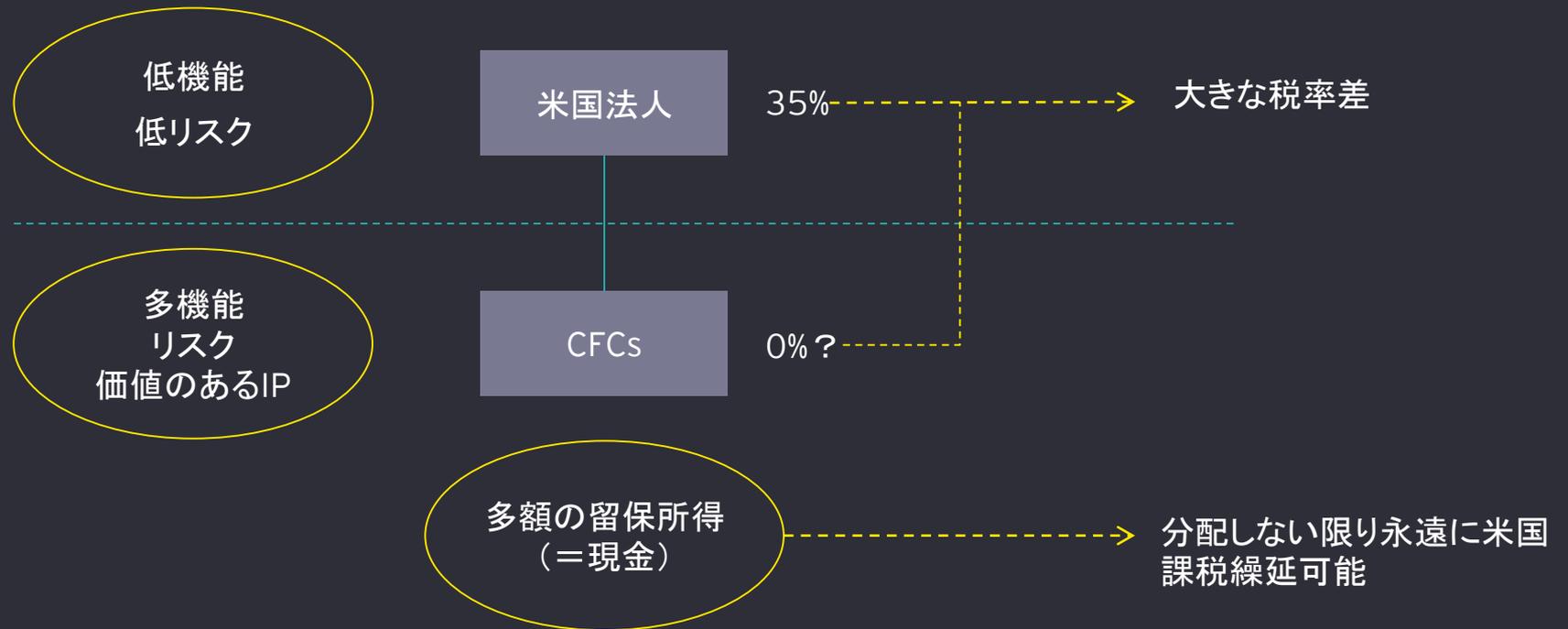
- ▶ 1962年ケネディ政権によるSubpart F (CFC課税) 導入以来の抜本的改正
- ▶ 世界的なトレンドとなっていたテリトリアル課税導入と法人税率の35%から21%への引き下げ
 - ▶ テリトリアル課税移行に際して従来からアグレッシブなプランニングを実行している米国多国籍企業による更なるBase Erosionを議会が警戒
 - ▶ 複数の対Base Erosion対策規定が導入されると同時に米国外事業展開時の米国内外税率差を解消
 - ▶ BEAT、163(j)、ハイブリッド規定、GILTI
 - ▶ GILTIによるCFC所得包括課税の結果、テリトリアル課税の恩典を享受できるCFC所得はかなり限定的
 - ▶ GILTI合算後の外国税額控除計算・最大限化、CFC株式簿価、CFC留保所得トラッキング、等のコンプライアンス負荷増大

TCJA可決目的とその成果

- ▶ 米国企業のグローバル競争力強化と過度なプランニングに従事するインセンティブ撤廃
 - ▶ クロスボーダー課税を取り巻くコンプライアンス負荷は高まったが、法人税率の低減を初め事業環境にはプラス評価
 - ▶ 2018年の法人税申告データの解析は今後

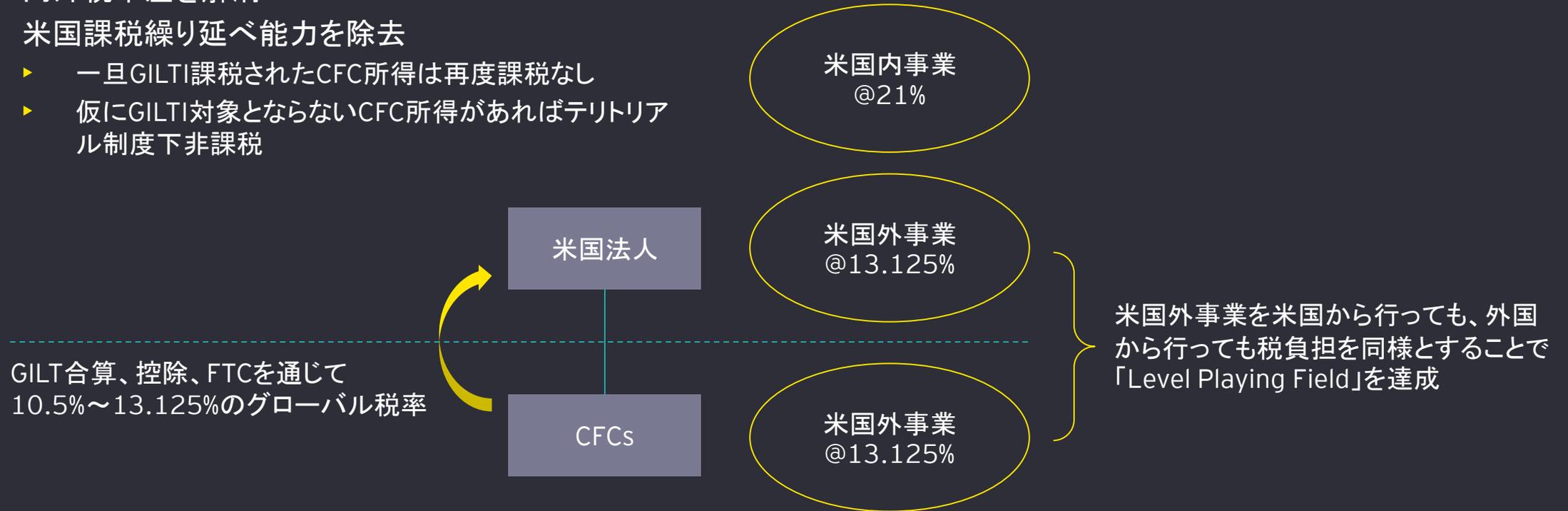
GILTI導入背景

- ▶ 税制改正前の米国クロスボーダー課税
 - ▶ 米国内外税率差
 - ▶ 分配まで永遠に米国課税繰り延べ可能
 - ▶ 結果として外国税額控除が取り切れないケースでの分配は皆無



GILT・FDIⅢ導入目的

- ▶ GILTI/FDIIをミラーイメージで導入
 - ▶ 内外税率差を解消
 - ▶ 米国課税繰り延べ能力を除去
 - ▶ 一旦GILTI課税されたCFC所得は再度課税なし
 - ▶ 仮にGILTI対象とならないCFC所得があればテリトリアル制度下非課税



GILTIと従来のCFC課税(Sub F)比較

	従来のCFC課税	GILTI
背景	移動性が高い、よって本来米国で認識すべき所得であるにもかかわらず、容易に海外に移転されるという懸念に対応	超過利益の多くが(合法的に)CFCにて認識されているという事実に対応
目的	従来は課税繰延対策(テリトリアル課税制度に移行後は、本来米国で21%課税されるべき所得という位置づけで課税)	米国の課税権拡大を拡大し、CFCの超過利益にミニマム税課税
対象	受動的な投資所得等、特定の所得(Subpart F所得)が対象。配当に代わる課税だったのでE&Pベース	ルーティン所得を除く全所得
属性	Subpart F所得はCFC側の属性	GILTIは米国株主側の属性
双方とも米国株主側で合算課税だが、その内容は大きく異なる	<p>CFC側の特定の所得を 単年E&Pの範囲で每期合算</p>	<p>ルーティン所得を 除く全所得(Sub F以外)を 每期合算</p>

ピラー2・GILTI比較

	ピラー2	GILTI	バイデン公約
目的	グローバル・ミニマム税率を規定することで、法人税の国際的なレベル・プレイング・フィールド確保	FDIIとの組み合わせで米国企業の国外事業課税を均等化することで、低税率CFC活用の優位性を否定	
基本メカニズム	ミニマム税率との差異を株主側でトップアップ課税	米国株主がCFC所得を一旦全額合算。その後、所得控除とFTCを通じて10.5%~13.125%実質ミニマム税課税(FTC算定時の米国株主側の費用配賦やNOL発生・使用の関係で13.125%を超えるケースあり)	法人税を28%とし、GILTIは21%
対象納税者	売上750Mユーロ以上の多国籍企業	規模に関係なくCFCの全米国株主(10%以上持分)	
ブレンディング	国毎	グローバル(GILTIはCFCではなく米国株主側の属性)	GILTIバスケット内総額で計算しているFTCを「国別バスケット」化
課税所得認定法	連結財務諸表作成に使用される各子会社の会計ベースの税引前利益(加速度償却に関しては調整)	厳密な米国税法ベース	
ルーティン所得免除	人件費・償却費用(国毎のETR算定時に適用)	プラス所得を計上する各CFCの有形償却資産簿価(米国税法ADS定額償却)合計×10%マイナスCFCネット支払利息	ルーティン所得免除撤廃
繰越規定	Local Tax繰越・IIR税額控除の2つを規定	なし(ネット損失・FTC双方とも厳密な単年計算)	
Base Erosion Payment	Undertaxed Payment RuleにてIIRを補完。IIRが優先。	BEATはGILTIとは別規定。GILTI対象のCFCへの支払いもBEAT対象。支払先国の税率多少問わず。	

講師略歴・連絡先



秦 正彦

Ernst & Young LLP (New York, NY)
国際法人税務
パートナー

直通: +1 212 773 5522
Email: max.hata@ey.com

- ▶ EY Global 兼 Americas ジャパンビジネスサービス(JBS)税務リーダー
- ▶ Ernst & Young LLP 全米税務本部(ナショナル・タックス・デパートメント)国際法人税務部所属
パートナー
- ▶ 25年以上に亘り日本企業の海外事業に国際税務コンサルティングを提供。法人税、パススルー、クロスボーダー取引、企業再編、外国人の米国個人所得税、タックス・プロビジョン(SFAS 109、FIN 48)その他幅広い分野に係るコンサルティング多数。関連論文投稿、ブログ執筆、セミナー公演等多数。税務コンサルティングに従事する以前は6年間の一般企業(輸出・輸入)経験あり。
- ▶ 上智大学外国語学部卒、Whittier Law School法学博士(JD Cum Laude)
- ▶ 弁護士(米国カリフォルニア州)
- ▶ 公認会計士(米国カリフォルニア州・ニューヨーク州、英国、香港)
- ▶ 米国公認会計士協会、カリフォルニア州弁護士協会所属

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

Ernst & Young LLP is a client-serving member firm of Ernst & Young Global Limited operating in the US.

© 2021 Ernst & Young LLP
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com

